

グランフォレストヴィラ日光 宿泊約款

第1条(適用範囲)

1. 当宿泊施設が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
2. 当宿泊施設が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

第2条(宿泊契約の申込み)

1. 当宿泊施設に宿泊契約の申込みをされる方は、次の事項を当宿泊施設に申し出ていただきます。
 - a. 宿泊客のお名前
 - b. 宿泊日及び到着予定時刻
 - c. その他当宿泊施設が必要と認める事項
2. 前項に基づき当宿泊施設に申出のあった内容に変更が生じたときは、変更後の内容を速やかに当宿泊施設に申し出ていただきます。
3. 宿泊客が、宿泊中に第1項第b号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当宿泊施設は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとさせていただきます。

第3条(宿泊契約の成立等)

1. 宿泊契約は、当宿泊施設が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当宿泊施設が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊料金を宿泊日当日チェックイン時に、お支払いいただきます。
3. 第2項の宿泊料金を同項の規定により当宿泊施設が宿泊日当日チェックイン時にお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。

第4条(宿泊契約締結の拒否)

1. 当宿泊施設は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
 - a. 宿泊客宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
 - b. 満室により客室の余裕がないとき。
 - c. 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
 - d. 宿泊しようとする者に次の事由に該当するものがあるとき。

- I. 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)による指定暴力団及び指定暴力団員等又はその関係者、その他反社会的勢力(以下「暴力団等」という。)
 - II. 暴力団等が事業活動を支配する法人その他の団体又はその構成員
 - III. 暴力団等に該当するものが役員となっている法人又はその構成員
- e. 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - f. 宿泊しようとする者が、旅館業法第4条の2第1項第2号に規定する特定感染症の患者等(以下「特定感染症の患者等」という。)であると明らかに認められるとき。
 - g. 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - h. 宿泊しようとする者が、当宿泊施設に対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として旅館業法施行規則第5条の6で定めるものを繰り返したとき。
 - i. 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。

第5条(宿泊客の契約解除権)

- 1. 宿泊客は、当宿泊施設に申し出て、宿泊契約を解除することができます。
- 2. 当宿泊施設は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合は、別表第2に掲げるところにより、取消料を申し受けます。
- 3. 当宿泊施設は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の20時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

第6条(当宿泊施設の契約解除権)

- 1. 当宿泊施設は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。ただし、本項は、当宿泊施設が旅館業法第5条に掲げる場合以外の場合に宿泊を拒むことがあることを意味するものではありません。
 - a. 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
 - b. 宿泊契約の申込みをなさる方又は当宿泊施設を利用される方に次の事由に該当するものがあるとき。
 - I. 暴力団等
 - II. 暴力団等が事業活動を支配する法人その他の団体又はその構成員
 - III. 暴力団等に該当するものが役員となっている法人又はその構成員
 - c. 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。

- d. 宿泊客が特定感染症の患者等であると明らかに認められるとき。
- e. 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- f. 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
- g. 寝室での寝たばこ、決められた場所以外での喫煙、消防用設備等に対するいたずら、その他当宿泊施設が定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る)に従わないとき。

第7条(宿泊の登録)

1. 宿泊客は、宿泊日当日、当宿泊施設において、次の事項を登録していただきます。
 - a. 宿泊客の氏名、年令、性別、住所及び職業
 - b. 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
 - c. 出発日及び出発予定時刻
 - d. その他当宿泊施設が必要と認める事項

第8条(客室の使用時間)

1. 宿泊客が当宿泊施設を使用できる時間は、チェックイン時刻からチェックアウト時刻までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

第9条(利用規則の遵守)

1. 宿泊客は、当宿泊施設内においては、当宿泊施設の定める利用規約に従っていただきます。

第10条(料金の支払い)

1. 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。
2. 前項の宿泊料金等の支払いは、基本チェックイン時、現金またはクレジットカード決済を行っていただきます。
3. 当宿泊施設が宿泊客に施設を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

第11条(当宿泊施設の責任)

1. 当宿泊施設は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当宿泊施設の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
2. 当宿泊施設は、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。保険契約上の免責

事由に該当するときは、宿泊客の被った損害が填補されない場合があります。

第12条(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

- 1. 宿泊客がチェックアウトした後、宿泊客の手荷物又は携帯品が当宿泊施設に置き忘れられていた場合、当宿泊施設は、原則として発見日を含めて7日間保管し、その間に宿泊客から返還の申出がなされなかった場合には、これを最寄りの警察署へ届けるものとします。但し、貴重品については、直ちに最寄りの警察署へ届けるものとします。また、飲食物及び雑誌並びにその他の廃棄物に類するものについては、チェックアウトの翌日までにご連絡がない場合には、当宿泊施設にて任意に処分させていただきます。
- 2. 当宿泊施設は、置き忘れられた手荷物又は携帯品について、内容物の性質に従い適切な処理を行うため、その中身を任意に点検し、必要に応じ、遺失者への返還又は前項に従った処理を行うことができるものとし、宿泊客がこれに異議を述べることはできないものとします。

第13条(駐車の実責任)

- 1. 宿泊客が当宿泊施設の駐車場をご利用になる場合、当宿泊施設は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。

第14条(宿泊客の実責任)

- 1. 宿泊客によるこの約款もしくは利用規約に違反する行為及びその他宿泊客の責に帰すべき事由により、当宿泊施設が客室の清掃・修繕費用の支出、販売機会の喪失その他の損害を被ったときは、宿泊客に、当宿泊施設が被った損害を賠償していただきます。

別表第1 宿泊料金等の内訳(第2条第1項及び第12条第1項関係)

宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金(一棟貸料およびあらかじめ契約に含まれる料金)
	追加料金(BBQ 及びその他の事前予約利用料金)
	税金(消費税等)

備考.税法が改正された場合はその改正された規定によるものとします。

別表第2 取消料(第5条第2項関係)

■キャンセルポリシー

ご宿泊日の14日前からキャンセル料を頂いております。

14日前～6日前までのキャンセル……ご利用料金の20%

5日前～2日前までのキャンセル……ご利用料金の50%

前日・当日のキャンセル、もしくはご連絡がない場合……ご利用料金の100%

- ・日程の変更であっても14日前からキャンセル料が発生いたします。
- ・雨や雪等の天候によるキャンセルにつきましてもキャンセル料は発生いたします。
- ・キャンセル料が発生した場合、申込時に登録いただいたメールアドレスに請求書を送付させていただきますので、記
期日までに指定口座へお支払いください。